

平成 31 年 3 月 13 日
地震火山部

雲仙岳の噴火警戒レベルの改定及び判定基準の公表について

雲仙岳を対象とした噴火警戒レベルを改定し、平成 31 年 3 月 14 日 14 時より運用を開始します。また、併せて、雲仙岳の噴火警戒レベル判定基準を公表します。

雲仙岳では、雲仙岳火山防災協議会における噴火警戒レベルの改定に関する協議の結果、別紙 1 のとおり想定火口を見直しました。また、別紙 2 のとおり、各噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」を変更することになりました。改定した噴火警戒レベルは、平成 31 年 3 月 14 日 14 時より運用を開始します。

噴火警戒レベルの改定後も、火山活動の状況に特段の変化がなければ、現在発表している噴火警戒レベル（レベル 1）や警戒が必要な範囲に変更はありません。

また、雲仙岳の噴火警戒レベルの判定基準について、最新の科学的知見を反映する等の精査作業が完了したことから、気象庁ホームページで公表します。今後も、火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っていきます。

【噴火警戒レベルの判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表
https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

問合せ先：地震火山部 火山課 担当 菅野

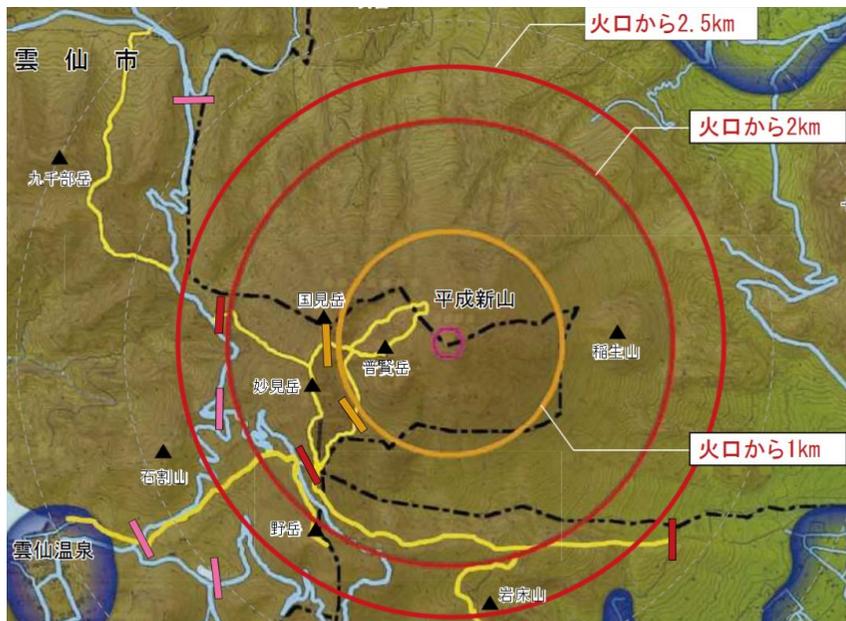
電話 03-3212-8341（内線 4528） FAX 03-3212-3648

雲仙岳の想定火口の変更について

平成31年2月7日の雲仙岳火山防災協議会において、過去に噴火した火口位置等を踏まえ想定火口の見直しが行われました。現在の平成新山山頂部周辺から平成新山と普賢岳を含む半径1.25kmの円に変更しました。

(旧)

噴火警戒レベルの運用開始日における
(平成19年12月1日時点)

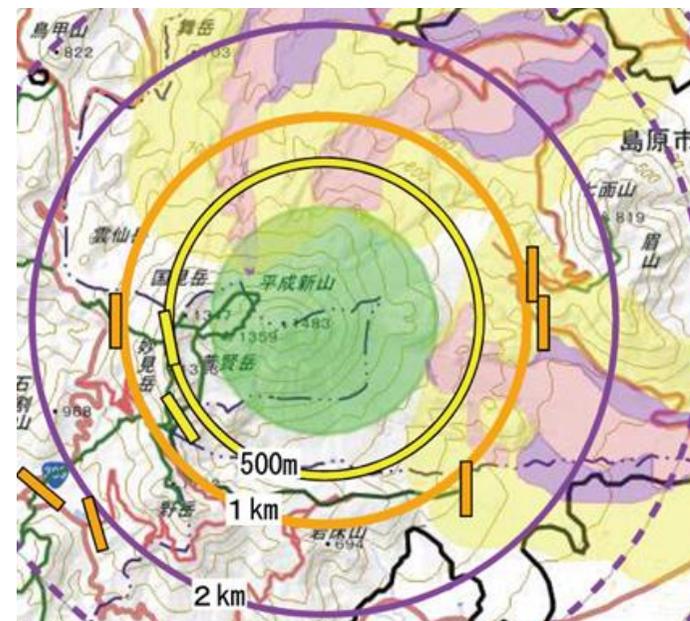


○ : 想定火口

想定火口 : 平成新山山頂部周辺

(新)

平成31年3月14日14時以降



● : 想定火口

想定火口 : 平成新山と普賢岳を含む半径1.25kmの円

雲仙岳の噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」の変更について

平成 31 年 2 月 7 日に雲仙岳火山防災協議会において、噴火警戒レベルの改定が行われました。

警戒が必要な範囲の距離の起点を、想定火口（平成新山山頂部周辺）の中心から想定火口（半径 1.25km）縁に変更しました。これに伴い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」を変更しました。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」の変更点は、下表の下線のとおりです。

(旧)		(新)	
現行 レベル	噴火警戒レベルの運用開始日における 各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (平成 19 年 12 月 1 日時点)	改定 レベル	噴火警戒レベルの各レベルに応じた 「警戒が必要な範囲」の改定 (平成 31 年 3 月 14 日 14 時以降)
レベル 5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫	レベル 5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
レベル 4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	レベル 4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性
レベル 3	想定火口から概ね 2~2.5km	レベル 3	<u>想定火口縁から概ね 1 km</u>
レベル 2	想定火口から概ね 1km	レベル 2	<u>想定火口縁から概ね 500m</u>
レベル 1	状況に応じて想定火口（平成新山山頂部周辺）内	レベル 1	状況に応じて想定火口（半径 1.25km の円）内 ※火山活動に特段の変化がない場合、平成新山山頂部周辺

噴火警戒レベルの改定後も、火山活動に特段の変化がない場合、現在発表している噴火警戒レベル（レベル 1）や警戒が必要な範囲に変更はありません